

地方大学におけるリカレント教育の好事例（職業実践力育成プログラム（BP））

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定
(令和元年10月現在261課程を認定)

高知大学 -土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業-

地方創生

- 【目的】高知県の食品産業の中核を担う専門人材及び拡充に資する基礎人材を育成。
- 【特徴】食品製造・加工、マーケティング、実験技術、課題研究等の科目で構成され、連携企業等の実務家による講義やグループディスカッション、企業視察研修、企業の商品開発などをOJTで実施。
- 【対象とする職業分野】食品産業従事者
- 【受講期間】1-2年間
- 【社会人の受講しやすい工夫】夜間開講、補講、一部の受講料を支援等



↑「販路開拓特別実習」における展示商談会出展（アグリフードEXPO）の様子

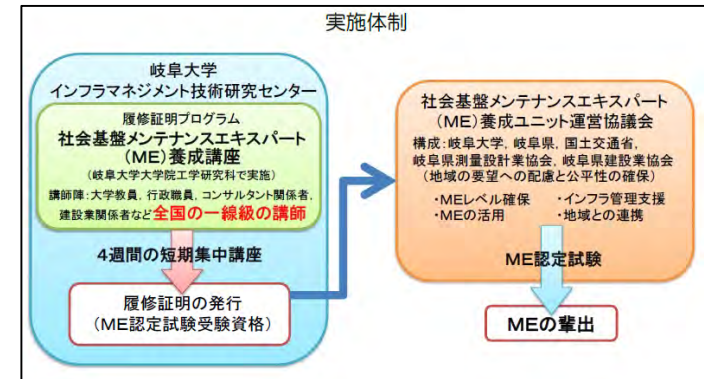
岐阜大学 -社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座-

女性活躍

中小企業

地方創生

- 【目的】行政と建設業界双方の土木技術者の技術向上を目指し、県と協働で共通の高度な知識を持った総合技術者を養成。
- 【特徴】フィールド実習等の実践的な授業に加え、実務に即した講義を実現し、最新技術を修得するため、大学教員だけでなく、関連企業をはじめとした全国の一線級の技術者を講師として招聘。
- 【対象とする職業分野】防災・維持管理に主体的に携わった経験を持つ自治体職員および業界技術者等
- 【受講期間】約1か月
- 【社会人の受講しやすい工夫】受講者勤務先と連携した学修環境の確保、地域全体での講座の社会的評価の向上等



「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について

経済財政運営と改革の基本方針2019における関連箇所の記載

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等 (2) 主要分野ごとの改革の取組 ④ 文教・科学技術 (基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において検討する事項

- ・国と国立大学法人との間「自律的契約関係」について
- ・戦略的な大学経営について（世界標準の能力・業績評価制度・報酬体系の確立、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化、学長、学部長等の選考方法の在り方 など）
- ・経営基盤を強化するための規制緩和について（授業料、学生定員の弾力化、長期借入・債券発行要件緩和 など）
- ・世界最高水準の教育研究環境の早期実現（日常的な英語による教育研究の早期実現 など）

今後のスケジュール

- 令和2年2月21日（金）：第1回開催
 - 令和2年3月19日（木）：第2回開催
 - 令和2年4月24日（金）：第3回開催
 - 令和2年5月22日（金）：第4回開催（予定）
 - 令和2年6月19日（金）：第5回開催（予定）
 - 令和2年中：審議まとめ（予定）
- ※以後、月1回程度で開催予定
※最終的な審議まとめを待たず中間的な取りまとめをすることもあり得る

3. 大学の遠隔授業等の強化に向けた取組



文部科学省

大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

令和2年度補正予算額：27億円

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

- ① 遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備
- ② 遠隔授業を行うための機材整備
大学等側：カメラ・音声機器等
学生側：モバイル通信装置
- ③ 遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備
(機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材(TA等)の配置など)



新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の取組

※令和2年4月10日時点

国際教養大学の取組

すべての授業(約300講座)を遠隔授業で対応(実技を伴うものも含む)
⇒同時双方向型(ウェブ会議サービス等を使用)を基本とし、オンデマンド型(学内オンライ学習システム上に授業動画やスライド資料を掲載)も並行して実施
※留学生を含む8割の学生がキャンパス内の寮・宿舍等で暮らすことから、学内を立ち入り禁止とし、自宅で受講できる遠隔授業を導入

東京工業大学の取組

第1Q(クォーター)(5月~6月)中は実技をとまなわない授業を同時双方向型(ウェブ会議サービスを使用)で対応
※実験・実習など実技をとまなう授業は原則として第1Qには開講せず、第2Qもしくは夏季休暇期間中に開講予定

※4/23現在、遠隔授業を実施する大学は59.5% 検討中の大学は39.2%

IT技術を活用した教育研究の充実に向けて

琉球大学の取組

太平洋島嶼地域の13大学とオンラインを活用した国際的な双方向の教育や海外学生交流プログラム(派遣・受入)を実施 ※大学の世界展開力強化事業



Skypeなどのビデオチャット、SNS、アップロードされた教材などを学習の目的に応じて使い分け、海外大学の学生と協働でプロジェクトやプレゼンテーションを行う学習活動を実施